

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和元年6月24日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和元年6月24日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議会事務局理事	富 永 正 彦
参 事	森 本 陽 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会運営に関する申し合わせ（先例集）の見直しについて
- (2) 所管事務調査について
- (3) その他

開 会 9時30分

閉 会 11時42分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。まず、長与町議会の運営に関する申し合わせについてということで御案内を申し上げておりましたけども、前回いろいろ御意見を伺いながら最終的には私の方から50ぐらいまで事務局に次回は提示をしてくれというような話をして、逐条的にいくということで確認をしてきたところでございまして、本日は若干時間が掛かるかもしれませんが、逐条的に検討をしてみたいというふうに思います。

今日は御案内を申し上げておりましたように、議員必携、それと議会の例規集、青い表紙ですね、それを両方見比べながら御検討いただくということが一番分かりやすいということで開催通知の中の下段に記載をしてきておるところでございまして、したがってそれを見ながら逐条的に本日はまいりたいというふうに思います。今日は議長が会議で、9時50分ぐらいに退席しますので御理解をいただきたいというふうに思います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この議事の進行の仕方、今後の運営について少し前もって話をしとった方がいいんじゃないかと私は思うんですけどね。今結局いただいているのは事務局の方で作っていただいたものを私たちが一行一行、噛み砕いて要は作っていくという形を取っとるわけですけど、急にここに持ってきていただいて、その場で見てというのが、なかなか判断が私たちは難しい。それで、できてる分だけまとめて事前にいただいとって、そしてそれに私たちは目を通しておくと。そして、この委員会を持って決定をしていくと。そういう方法をしないと、1つずつやっていくとすると膨大な時間があるんですね。ですから、私は委員長が作ったのかなと思っただけですけど、事務局みたいな話も聞いておりますからね。事務局がどの辺まで今、作られているのか、それについて提出できるのであれば、一応事前に私達にいただいて、そして事前に目を通して、そして、ちょっと意見が違うところとか、そういう問題点を持ってきて、それを持って委員会で審査をします。意見が出ない方はそれでよしということで私はいいと思んです。ですからそういう方法は取れないのかどうか、ちょっとお尋ねをします。

○委員長（岩永政則委員）

今、竹中委員が言われるとおり、実はこの前の会議が終わったあとに事務局とちょっと電話連絡をして、50まで次回は出して欲しいということで私から言って、準備するようという確認をする中で、事前に皆さん方に送付をしたらどうかと、そうしようという確認をしておったんですが、どうしても見直すところがまだあるということで、やむを得んからじゃあ当日配りましょうと。それについては今日配って、そして今日の審査は事前に配っておった第2章の会規14から、A3のこれを差し上げておりましたから、これを当然見てきていただいておるものと、今日は言われるとおり、この裏表を事前に配っておりますから、これについて逐条的にいくと。それで今日これが

終わったあとに別紙でまた差し上げます。今日ですね。この前に配っておったものが逐条的に終わったら、次回のを説明を簡単にして、それでお持ち帰りいただいて次回の会で今度それをすると。それでまた、そのあとについては次回に配って、その次に検討いただくと。こういう段取りをしておりますので、御意見のとおり私も同じような意見でございますので、そういう形の運営をさせていただいた方がスムーズに行くだろうというふうに考えておりますので、皆さん方いかがでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今のことは委員長に理解をいただいたということで、私もそれで良しとしてます。あと内容について、配ったものを一からずっと順番にやっていくという手法ですね。それを結局、問題点があったところをするのか、それとも問題点が別に考えられんところも1つずつ読み合わせをしていくのか。その辺についてはどう考えておられるのか。私の私見とすれば、やはり事前に渡してるわけですから、要は問題点があれば、当然皆さん意見が出るような形で持ってこられると思うんです。問題点が無いところまで審査をしていくのかということですね。その辺についてはどうお考えですか。

○委員長（岩永政則委員）

例えば今日、第2章の14から始まっていきますが、要するに基本的な考え方は会議規則ですね。これは議会の議決を必要なんです。これを変えるということではないわけで、例えば会議規則の14条を見ていただくと「その案」という表現があるんですね。それじゃ「その案」とは何ぞやというようなことの補足しておく必要があるんじゃないかというようなことですね。それと2項、3項には、議員が提案するものと委員会が提案するものがありますので、その辺りの補足をこの基準の中でしとくべきではないかと。いやいやそれはもう要らんさということであれば、それはもう基準の中には入れ込まずに皆さん方の意思をみんなで決めていけばいいわけですからね。そういうやり方で行こうというふうに考えておりますから、言われるように今日持ち帰っていただいて、これはやっぱり必要だなと、こういう基準は必要だなと、これは要らないんじゃないかなと、そういうものを取捨選択して持ってきて、次回に問題点を一条一条、逐条的に詰めていきたいということで、そういう形で進めさせていただけばと思っております。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

赤字でいろんな訂正とか、いろんな文章になってるけど、これはある程度指摘がされておるわけですね。そしたら、これ以外のことについても、また一つ一つやっぱり読み合わせしていくということで理解しとっていいんですか。赤文字以外のところは僕はある程度この文章を読んでも、もう原案とほとんど、よその規定と変わらないし、そしてその中でこの赤いやつを結局わざわざ指摘をしていただいているから、僕はこの辺だけしか見ないんですけどね、要はね。しかし全部1つ1つずつ見ていくということですか。

○委員長（岩永政則委員）

一応全体的な形で事務局で整理をしておりますので、その辺りを見ながら特に赤については必要なかどうか、ほかもそうなんですが詰めていけばいいなというように思います。ほかに御意見ありませんか。逐条的に入る前に、何かございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

問題があるところを詰めていった方がいいんじゃないかなと思うんですよ。これはもう先輩達がこれまでずっと築き上げてきたやつで、しかももう私の時代にも見直しをやってきてるわけですよ。だから問題があるところを議員の皆さんが指摘して、そこをやっていった方が効率的じゃないのかなと思ってるわけですよ。だからそういう進め方の方がいいんじゃないかなと思うんですよ。一条一条ではなくて。

○委員長（岩永政則委員）

お尋ねしますけども、先輩達が積み上げてきたというのは何を指して今言われたんですか。

○委員（内村博法委員）

申し合わせ事項です。

○委員長（岩永政則委員）

申し合わせ事項ですね、これは申し合わせ事項と書いてますけども、これは内村議員が議長のとときに議運に諮問したような形で、この議会会議規則の補足をするための基準を作る旨諮問をされて、そして申し合わせ事項に書いてあるけれども、これに書いてないものが会議規則上からも、解説する場合、あるいは理解をするときに理解しがたいものがあるので、全国議長会が示した町村議会の運営に関する基準というのが示されておりますね。これを作っていくべきじゃないかということから何回か30年度の議会運営委員会で詰めてきた。それを31年3月に前回配ってございました会規13まで。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

それでは第2章の議案及び動議について、会期14議案の提出というところの、会議規則からいけば14条ですね。ここに3項ありますけども、その中で「その案」という表現が2か所出てまいりまして、この件について若干の補足が必要じゃないかということから、根拠は必携の111ページ、それから3については現行の明文化とか、右の方に書いて、もう見ていただいておりますので、何かここでこの基準の中に入れるのは左の方に1から7まで書いてあるようなものが必要だろうというのを案で提示をしておりますので、見ていただいた範囲内で、また必携の390ページ以降に町村議会の運営に関する基準がありますから、それらを両方見ながら何か問題点があれば

出してください。必携の方は386ページの21番から議案の提出、議案の動議提出、この辺りにあるようです。何か御意見ありませんか。事務局何か補足はありませんか。富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

会議規則の14で気になると言いますか、第5項の委員会が議案を提出するときは全会一致を旨とするところまでは、私はおかしくないと思ってるんですが、全会一致とならないときを発議にするというふうに決めてるんですね。これで問題ないかというところはちょっと確認をしたいと。委員会も最終的には多数決というやり方もあるんですが、私は個人的に委員会が全会一致でない限りは、委員会発議というのは余り良くないかなと、反対者がおる中にもかかわらずっていうふうな考えで発議によるというふうにしたんですけども、この辺り恐らく後々疑義と申しますか、議論があるかもしれないなというところで考えておるところです。割り切ってしまうばなんてことはない条文なんです、全会一致でなければもう発議だということでございます。そこは皆さんで考えていただけたら助かります。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

委員会は原則として多数決によるんですよ、表決はね。これは委員会が議案を提出するときとか、議案を審査する。町から提案された議案は多数決で行うのが原則なんですよね。ただこの会議規則のこれが、全会一致を旨とし、と書いてあるけれども、要するに多数決によるわけだから全会一致とならないときは発議によるものとするというのが、これが必要なのかどうかっていうのがあるよね。どうなのかな。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

例えば何かの決議を委員会で賛成多数で可決しましたってなった場合に、それが本会議で発委として出るわけですかいいね、これが無かったらですね。発委って出たにもかかわらず、その所属した委員も本会議の中で反対の立場に回るわけですかいいね。委員会でこれ出しますよって決めたにもかかわらず、その賛成多数に加わらなかった議員は、本会議で反対に回るというのはやっぱりちょっとこうなんじゃないかな。客観的に見ても何でって、委員会で決めたとあなたに反対に回るのかっていうふうな形になると思いますんで、これはやっぱり全会一致を旨とするとしてった方が、委員会で反対意見を言った人の立場も保証してると思うんですよ。だから先程理事が言われた全会一致とならないときは発議によるものとするというのは、残しとって全然問題ないと思います。出すか出さないかは、また発議を出す議員の判断だというふうに思いますんで。だから僕はそういうふうにとらえたんですけどね。賛成多数で通ったけども反対者がいたと委員会

の中に、そしたら賛成者で出すかどうかという部分は、また別のところに行ったときの判断と思うんで、これはこれで僕はあまり気にならないと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私もこれにこだわる理由はないんですけども、ただ実際問題として反対に回ればいいわけですよ。動議を出すっていう。だから、ほとんどもう実際の運用ではないと思うんですよ。それは残しとっていいでしょうけど、そういうふうに思ってます。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そしたら、全会一致でなくても委員会で賛成多数で決議をしたら、発委として出せるというふうになってしまわないかなっていう気がするわけですかね。文章が無いとですね。そどうなんですか。文章があることで、それは発委にならないですよ。ただこの文章がないと委員会の中で賛成多数でその決議が通ったら発委で出していいですよというふうになっていいんですかね。内村委員は、なって問題ないんじゃないかというふうに言われたんですけど、ちょっとそこら辺が。ですから議案の提出の方法として、だからそこがどうなのかなと思うんですね。そこはなっても構わないんですか、そこは運用上はなっても構わないんですか、ちょっと確認させていただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

今、河野委員が言われる疑問は当然出てくると思います。例えばこの委員会が何かの議案でも決議でも何でもいいですけど、全会一致なら誰も文句がない発委。委員会の名前で出しますからね。誰も文句ないと思うんですけど、反対者がもしいたときに発委っていう名前で出されることへの抵抗もあると思いますし、先程言われた議場での反対も当然できます。右側にも書いてますけども、本会議での議決が最終と書かせてもらってるんですね、括弧書きで。ですから本会議の議決が最終ということで考えれば、委員会の中で反対者がおるにもかかわらず発委で、発委になれば委員長が提案理由から何から演台に上がって言うんですね。ひょっとして委員長は反対かもしれない議案にもかかわらず、それをせんといかんということは避けた方がいいということで、この条文を1つ入れてる。結局上げたい人は発議でも出せるわけですから、発委にこだわる必要はないというのがこの条文の1つの意味ですね。ですから全会一致であれば皆さん文句がないと思うんですけど、反対者がいらっしやれば、賛成者の方で発議で上げていただくのが1番きれいかなということでの第5項でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

その発委の件は今出てきたんで、私はさっき発議のこと言っただけなんですけども、今までの運用では、確かに多数決であれば理論的には可能なんですよ、発委もね。しかしながら、これまでの運用としてはやっぱり全会一致を旨としてきたんですよ。そして、全会一致でなければ本会議で議員発議で出してもらおうと、そういう方法を今までとってきました。これは明文化してませんけども、そういう運用でやってきたことは事実でございます。議会運営委員会で過去の例を見ていただければ分かると思いますけども、事務局もそういうふう認識ではいると思います。そういう運用で今までやってきたというのが実際の運用でございます。補足ですけども。

○委員長（岩永政則委員）

発委と発議が混同されて、内村委員の最初の発言では発委も含まれるようなものがあつたんだから、河野委員が発委の件を触れて、私も発委はやっぱり全会一致で今まで慣例できておりますので、ここの表現はこれでいいのじゃないかなという感じはしますが、皆さん方で御議論いただいて、今、内村委員も言われたようなことで今まで取り扱いをしてきたという経過から言えば、この表現は5項についてはこれでいいんじゃないかなということになりますかね。1から7については、会規14の中にこういう表現で入るということのようです。それは要らないんじゃないかとか、そういう委員の皆さん方の御意見ございません。いいですか。

それでは意見がないようでございますから、原案のとおり会規14については、決定をさせていただきたいと思えます。いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。それじゃ次に行きます。会規15、一時不再議の件については、何らコメントがないわけです。したがって、会議規則15条については、議会で議決された事件については同一会期中は再び提出することができないということで、何ら補足は要らないということのようです。原案はですね。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは異議なしと認めます。

それでは会規15については、コメントなしということに決定をさせていただきます。

次に、会規16、動議成立に必要な賛成者の数、「口頭による動議の賛成者は動議の内容を聞いた上で賛成と発言する。」という表現になるという提案でございますけども、何か御意見ございませんか。いいですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

実際、先の6月議会で、こうした動議、動議のつもりではなかったんですね、当初はですね。ただ内容的には動議のような形になってしまった上で、やっぱり元々の会議規

則が議題とすることができないと。いわゆる1人以上の賛成。動議そのものが動議として議題に成立するかどうかは、今の流れでは賛成者がいないと、その中身も説明できないというふうな運営方法になってるんで、やっぱり中身について、その動議には賛成するよ、しないよ、という判断を示す形のそういう分かりやすい発言方法といたしますか動議の提案方法にした方が私もいいのかなというふうに思いますんで、私はこういう文言を入れとった方が明確かなというふうに思いますんで、この案に賛同したいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

仮にこの文言が含まれた場合、議会運営上、議長はどういう判断するんですかね。例えば動議ってなると、その中身を説明し動議の案を説明しなさいというふうに議長はなるのかですね。ちょっとそこはどういうふうに考えてらっしゃるのか。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

この間の6月議会でもそうですけども、議事の運営中にどなたかが議長なり、動議なり発声をして、そうなると議長が指名をします。マイクが入って、何なんとか、何とかかんとかについて、何とか求めますという動議が出される。ここで内容は言うわけですね。それに対して、賛成という方が1人以上出てきたときに、これは議題として議長が取り上げることとなります。ですから、あのときの河野委員の発言のあとに、どなたかが賛成と1人おれば「河野議員からの動議は成立しました」という形になって、休憩を求める動議について決を採りますという形で流れていく形でございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに。会規16については、御意見ありませんか。

ないですね。それでは、このように決定をさせていただきます。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは次に修正動議、会規17につきまして、御意見ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

2項、2項って言うていいのかあれですけど、この原案に代わるべき案であるから、原案と同じような形式の整ったもので、原案に対する討論が行われる前日の正午までに文書で議長に提出する。この期日は、修正の動議は、事務処理上の期日だとは思いますが、場合によっては、さっき会規16のところで、こういう提案をしたいという修正案の動議が出た場合ですね、それに賛成が出たら前日の正午までには出せない、出ない可能性がありますよね。これはちょっと文言に入れると運用がまさにしにくくなる

んではないかなというふうに思うんですけども、そこはどうでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

これの事務局で原案を作られた何か参考にしたものは何かあるというふうに思いますが、その辺りから説明をしてください。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

まず右側の方に必携119ということでお示しをしています。上の方に議案の修正があつて修正案の提出時期は質疑が終わって討論に入る直前までということ、それまでに出さんといかんというのは、まずタイミング的にここに1つございます。そして、ちょっとめくってもらって146ページ、修正の動議というのは当然もう議案という形式は整ってないといけないという前提はもう先程から読んでいただいていると思いますけども、これは議長に提出をされる形になります。修正案というのは、前もって議長に提出しておかないと議題に乗らないんですね。例えば先程河野委員が言われたように修正の動議というのが突然降って湧くというようなことはちょっと想定をしてないということで、普通の議案と一緒に事前に出されておくと、例えばうちの場合は委員会付託ですから、委員会の中で修正案をまず考えられる、委員がですね。これは修正案が必要だと、前も河野委員、修正案を出されたことがあると思います。その場合も事前に出されてきているんですね。議場でいきなり提出ということにはなっていない。一応調べてますけど。そうでないと現場が対応できないというか、当然議案と同じ扱いですから修正案は。事前に議長が受け取ってそれを議題にすると、出てるから議題にするというのは議場で言いますが、実際はもうその前に議長が貰っておかないと対応できないというのが実務上の流れでございます。ここは前日の正午までとしてますが、よその市町で見ると2日前までとか、うちとすれば最大限譲った前日の夕方までに議案が作ればいかと、議案の配付までしないといけないですから修正案が出されたときは。ということは、事前に印刷がされておかないと実務上回らないということでございます。それと修正案についてはあとからも出てきますけども、修正案については、例えば条例案の修正であつたりが出てくるかと、予算案の修正が出てきたりすると思いますが、そのときには説明書に対しての質疑もできるようになってるんですね、修正案の効果について。その修正案が通ったらどういうことが起こるか、それを執行部側にも連絡をしとかないと、その場で突然議案を出されて中身を見て、これでどうなるか執行部って言われても対応はできないということが出てまいりますので、この辺りは当日の会議が始まる前までには議案が印刷されていないと回っていかないということでございますので、前日の正午までというタイミングを切っておくべきだということでございます。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

修正の動議が出せるのは議員の権利でもあるわけですかいいね。例えば今言われた委員会審査の中で、所属していない議員が委員会の中での議論をあとから聞いたにしても、そういう中で本会議でしかも出せないというふうになった場合等々が考えられると、一定期日を決められてしまうと、その権利が行使できない場合があるわけですから、ここは事務的にはそれは大変かもしれないですけど、突然でも場合によっちゃ出る可能性があるわけですかいいね。突然そういう議案に対して、例えば町側が議案を提案するときも、まあまあ余りないですけども、いろいろ様々な、この間の学校のエアコンの問題なんか、あとから補正予算を組んで提案したりするわけですかいいね。それが前日であったり、当日であったりする可能性もあるわけですから、これはここに文言を入れられると動議ができる権利を議員から奪う可能性になるんで、ここはもうやっぱり特に会規14の方で、議案の案はそのままの形で表決できるように整えろというふうになってますんで、それを整えておけば、あとはその印刷の問題でもありますし、そういう意味ではここは文言を入れる必要性はないかなというふうに思いますんで、ここは削除した方がいいかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。

ちょっと暫時休憩しましょうね。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。会規17の（2）については、前日の正午を直前までに訂正をして、これで決定するという事に異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい、それではそのようにさせてすることに決定いたします。

11時5分まで休憩いたします。

（休憩 10時51分～11時02分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。事務局の都合等もありますので、今日はこれで基準については終了をいたしたいと思います。それから今から次のものを配布いたしますので、お受け取りいただいてよく見てきていただいて、エンジンが掛かるような会議の仕方を是非お願いをしたいというふうに思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

今、配布をいたしました資料について主な点だけ事務局から説明をさせますので。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

それでは今お配りしたA3の横のペーパーでございます。第4章と第5章についての記述でございます。第4章、選挙につきましては、この間皆さん選挙をしたばかりですので、現行どおりの明文化をしていることになります。その中で会規32でございます。開票、投票の効力のところで1で立会人のところでございますが、現行の申し合わせがこのようになっております。名前順の50音の最初と最後というものが、そうした理由がちょっと不明ですけども、そういう形でいいかというところも考えてきていただきたいと思います。というのは、1つには、うちの正副議長が所信表明を行うということを今やっております。現実的にその所信表明を行う人が立会人になるのはどうかというところも、ある方から言われたこともございます。ただその議会の選挙というのは、正副議長の選挙というのは、16人全員が選挙人であり被選挙人であるということでございますので、所信表明をした人間に投票結果が拘束をされないということが大前提でございますから、当然票が入った人が立会人になることも当然あるわけですね。ですからその辺をどう考えるか。これは議員必携の中の運営基準の中では議席順と右の方に書いてますけども、運営基準の46では議席順になっているという表現がございます。ですから私はこの50音順のところをどうするか、あと立会人は年長議員から任命して2名で議長が指名するというふうに、これ通常の一般選挙後の最初の会議のとき以外の選挙は年長議員で問題ないと思ってるんですけども、その50音順の最初と最後というところを議席順にしても問題ないかなという考えはございますので、その辺り皆さんで検討していただきたいということで考えております。それと戻りますが、会規の30で赤字で書いてます。現行は左側に書いておりますように、議長は議長席から最後に投票するというのが今の運用上のやり方を書いております。いろいろ物の本を見ると、議長が投入のために議長席を離れることは投票管理者に類似した職責上適当でないので、職員が受け取って代わって投入することがよいという解説本もございました。ただ私自身はやっぱり議員が投票箱に入れるということを重きと考えれば、議長はみんなが投票した最後に、投票箱まで行って議長自らが入れる。今現行のやり方が私はいいかなと思って、それを本文の方に書かせていただいております。それと会規の33の左側、赤字、真ん中ですが、演壇において就任挨拶、これも今現行でやっている現行を明文化したものでございます。演壇においてっていうのを入れた方が説明としては明確かなと思っておりますが、演壇においてを入れても入れなくてもいいかなということで、あつたほうがいいかなとその辺も検討していただければと思います。それと下の方にまいりまして、会規39の5、委員会における説明員の出席要求は、議長を経て町長に対して行う。これは法的にしなくてはいけないので事務局の方でやっております。このとき町長は第4項に規定するもののほか、第4項に規定するものというのは議場の出席者である課長以上のほか、必要に応じ関係職員を出席させることができると。これは町側の権利として明文化をしたいと思っております。現行、委員会においても、部長課長以下、関係職員が説

明のために出てきているのは現状そのままでございますので、その部分を明文化をしております。一応赤文字で書いてますけども、法的には執行部は委員会への出席義務というのはございませんで、出席要求に対して来る人が来るというのが法的な流れでございます。一応そこ辺りは議員に知っていただきたいと、議場に関しては法的に出席義務がございしますが、委員会に対しては出席の義務はございません。ただ、議案を通してもらう立場ですから当然出てくるということが現行の流れでございます。裏の方にまいります。会規の41でございます。委員長及び少数意見の報告ということでございしますが、会議規則上は少数意見の留保というのがございします。私ちょっと今まで経験したことがないんですが、少数意見の留保についてどう謳うべきかということで、書いておりますのは1項で委員長報告と少数意見報告は演壇で口頭で行うということと、委員会報告書は議長に出して、少数意見報告書は委員長を経て議長に出して、本会議での報告の前日までに提出しなければならないと。これはもう当然報告が出ないと日程が組めませんから、このとおりで間違いないということで考えています。少数意見報告は、委員長報告の次に連続で行うということでございします。そしてあとは会規44の7ですね、現行申し合わせで今回、6月議会でこれが起こってしまいました。委員会での意思表示と本会議での意思表示を異にすることは、委員会制度自体を根底から否定するものであり、このような態度は厳に慎むべきであるということでございします。これは現行申し合わせで既にございしますが「慎むべきである」で止まってたんですね。法律上は委員会賛成して、本会議で反対しても法的には問題がないんですが、政治道徳上の問題があるだろうということで入っておりますので、この辺りの文言の書き方をもっと厳しく「できない」とするかどうかについて検討していただければと思います。そして会規46でございますが、委員会の審査又は調査の期限。これは前回、議長口述の方でも9月議会から導入するというので、付託事件について同一日を期限とするときは、一括して期限をつけることができるということを明文化をしております。大体そのくらいです。あとは赤文字のところを意識していただいて、本文の方を見ていただければというふうに考えております。私からは以上です。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、お持ち帰りいただいて十分見ていただきまして、次回会議がスムーズに行きますように、よろしく願いをしたいと思っております。

それでは富永理事が退席をしますので、次回の日程を先に決めたいというふうに思いますが、どうでしょうか皆さん、あまり密にならないような御希望のようございしますから、9と22ぐらいはいかがでしょうか。7月9日はみなさんいいですか。8日がいいですか。ほかは、8日は都合悪い人いませんか。19日の金曜日はいかがですか。それでは8日と19日に決定をさせていただきます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に続き委員会を再開をいたしますが、確認でございますけども、議運の会議を8日と19日に決定をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。7月29日から議会運営委員会の所管事務調査、先進地の調査を行うということで決定をいただきまして、事務局長と話し合いをしてきたんですが、2案を作らせていただいておりますので、局長をして説明を申し上げますので、御検討いただきたいと思います。

谷本局長。

○議会議務局長（谷本圭介君）

お疲れさまです。今お手元に2種類ほどプリントをお配りさせていただいております。まずホッチキス留めの方を見ていただきたいんですけども、委員長から御案内ありましたように、実施時期を7月29日の月曜日から、30日火曜日、31日水曜日ということで想定しております。1枚目に調査項目ということで、前回いろいろ御意見が出た中で大きく5つの項目に分けております。そして2番目の会議規則関係から5番目までは、どちらの自治体にお伺いさせていただいてもきちんと丁寧に御説明とかしていただけたことだろうと想定をいたしまして、1番目の災害対応要綱等について、目立ったことをやってる自治体はないかということで調べさせていただきました。2枚目をめくっていただきまして、まず首都圏と関西圏ということで大きく2つにエリアを分けまして、首都圏の方は神奈川県から千葉県まで書いております。そして関西圏は京都府の長岡京市から裏面にいきまして、滋賀県の栗東市、それプラスのこれは中部ですけども、愛知県のあま市まで一応書いております。これ以外に先程別紙で1枚プリントをお配りさせていただいた中で、これは河野委員の方からちょっとこういうのもありますよ、ということで御紹介をいただいたものをお配りをさせていただいております。これは神奈川県茅ヶ崎の方で、中身としてはこちらは決算関係のことだと思います。今のところ候補地としてはこういった状況で一応調べている状況でございます。ホッチキス留めの3枚目、これは勝手にまだどこも打診はしておりませんが、時間的に適当に組み合わせて時間的に間に合うかどうかをちょっとチェックするために調べたものでございます。首都圏と関西圏、両方載せておりますけれども、こういったパターンでいくと時間的に何とか行程が入るかなということで想定をいたしております。それで実施の時期が7月29日からということで、ちょうど夏休みの時期ですので、航空券とかホテル、旅行会社の方も手配するのがなかなか厳しい状況ということで、1日でも早く結論を教えてくださいということで言われております。それで今日は今お配りした候補地、首都圏、関西圏ありますけれども、まず首都圏に行くのか、関西圏に行くのかを決めていただいて、それで決定していただければこの中プラスの河野委員から御案内いただいた所に、ちょっと打診をしてみたいと思っております。それが1点ですね。それと2点目は、直接研修には中身としては関係ないんですけども、2日間2泊しますので、夜の食事ですね、これ10人ほどいらっしゃいますので、全員

で夕食を2日間とも取るのか、1日は取って2日目は自由にするのか、それとも2日間ともそれぞれ自由に夕食を取るのか、そういったこともあらかじめ決めといていただくと行程が組みやすくなりますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは今説明が終わりましたが、敢えて1本に絞らずに皆さん方の意見を聞きながら決定したいというふうに思っておりますが、中身については、ほぼ局長の方で今ありましたように、相手方は、これで対応がいただくものだろうという想定のもとに計画を立てて、関西と関東の首都圏の方と2つの案、この辺りから皆さん方の意見を聞きたいというふうに思いますけども、内容によって違うんじゃないということは当然あると思います。内容については十分充実した研修ができるという前提の下に御検討いただきたいと思います。首都圏と関西、大阪方面ですね、皆さんどちらでしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

1つはちょっとさっき首都圏か関西圏かというような話で出てるけど、私がちょっと調べてて少し勉強したいなと思ったのが、この1枚物の茅ヶ崎市ですね。これ神奈川県で、実はどういう所がありますかと事務局に尋ねたら、こういう秦野市なんかをちょっと紹介していただいていたんで、その近辺でちょっと探したら、こういうことがあったということで、そこから考えると関東圏、首都圏というふうになるのかなというふうに思うんですけども、ここは決算の特別委員会が、裏にあるように特別委員会のやり方が、分科会をしたりだとか、小委員会をして決算の審査をしてるということで、決算と併せてといいますか、事業の評価を委員会にして、それに対してその町に対して要望するというふうな形でやってるということで、そういう意味では非常に深く審査をされてるのかなというふうにちょっと思いましたんで、これがどういう仕組みで委員会を運営されてるのか、その辺も含めてちょっと興味が湧いたんで出したんで、これとあと先程の秦野市なんかを見ると、フロー図がインターネットで調べるとあって、こういうのもフロー図があれば非常に災害が起きたときの取組状況は分かりやすいかなというふうには思いましたんで、そこはちょっと感想として、そういう感想を述べると僕は首都圏の方なのかなというふうにちょっと思いました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この災害ですね、実際に被害があった所に行った方が非常にこの緊迫した状況とか、そういうのは分かるんですけども、この首都圏の中でどこかありましたかね。茨城県かな。自治体は境町かな、ここは実際に災害に遭ってるんですか、千葉県もなんでしょうけど、そういった所を選んで行かれた方がやはり参考になるんじゃないかな。単なる何

と言うのかな、机上の理論だけでなかなかちょっと参考にならないので、実際に起こった所に行って、どういう対応したかっていうのが1番重要ではないかなと思いますけども、そこがいいんじゃないかなと私は思ってます。だからそのところがもしここが起こったとか、起こってないとか分かれば教えていただければと、分からなければ結構です。

○委員長（岩永政則委員）

谷本局長。

○議会議務局長（谷本圭介君）

おっしゃるとおり実際に災害の経験をされた所を探そうかなと最初は思ったんですけども、ここ近年いろんな所で災害が起こっておりまして、未だ復旧の過程ではっきり言ってまだ落ちついてないと言いますか、復旧に大変な時期でありますので、なかなか訪問しづらいというのもありまして、それで机上論ではあるんですけども、いろんなことをもう既にやっている所ですね、例えば先程、話でありました秦野市とかフロー図があったりとか、あるいはいろんなことやっております。埼玉県の富士見市なんかマニュアルとか指針とか設置要綱とか、いろいろ個別に考えておられますので、とりあえずは、本当は災害があった所に行きたいんですけども、邪魔になってはいけないということで、そこは今回はこの中にはピックアップしておりません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

1番表の予算決算の審査の方法についてということで、ここに対応できるような自治体はどこかあるんですか。この案の中の。

○委員長（岩永政則委員）

谷本局長。

○議会議務局長（谷本圭介君）

最初に申し上げましたけれども、2番の議会会議規則から5番の議会改革、4番目に予算決算審査の方法等を載せておりますけども、こちらの2から5の項目については、どちらの自治体にお伺いしてもその状況を教えてくださいまして、御参考になるアドバイスをいただけたらと思っておりますので、特にピックアップはしておりません。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

基本的には所管事務調査だから、今までに予算決算とかなんかはやってないですよ、うちの話し合いの中ではね。災害の分と会議規則の分を今僕らはやってるわけですね。だからメインとすれば3番までかな、要は。これがメインでやらないと目的外になる可能性もあるなど。通常の常任委員会は、やはりそのために所管事務調査をやって、その事件の続きによって所管事務調査が研修という形になるわけですね。ちょっと範囲が

広すぎるなという感じがするんですよね。災害と会議規則の運用、これがメインになる所がいいのかなと。そしてさつき浦川委員が言ったようにやはりそういう現地が分かるような所ですね。舞鶴はなかったんじゃないかな、僕は関東どっちでもいいんですよ、はっきり言ってね。前災害をちょっと聞いたような感じがしたものですから、その辺をちょっと調べていただいて、やっぱり実際にあった所がやった方がより合理的だと思うんですよね。ですからその辺ちょっと意見だけ。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ありませんか。

西岡副議長。

○副議長（西岡克之議員）

茨城県辺りは3.11のときの災害対応というところのあるんじゃないかなと思いますので、先程言われたように実際にあった所っていう部分では、ここも1つの考察の一に入るんじゃないかなと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

そうしますと、中身は別として関東の方、首都圏の方が意見として多いようですかね、そういう理解をしていいでしょうか。ですね。それじゃあどちらかという首都圏の方を選択をするということで、今ありましたように茨城の方がどういう状況なのか、その辺りは事務局に聞いていただいて、河野委員から出たこの予算決算がこの中には入っておりませんが、議運としては所管事務調査云々内的にはしておりませんが、全体的な議会運営としての関わりは揭示項目に從來から入れてまいりましたので、その辺りは何ら問題なからうというふうに思いますけども、入れるとすればどうするのか、その辺りは十分事務局でも検討してもらって。何かあれば発言を求めます。

谷本局長。

○議会議務局長（谷本圭介君）

今委員長から話がありましたように、交渉のまず最優先ということで、神奈川県茅ヶ崎市議会ですか、それと話ありました茨城県の境町ですか、こちらを最初に打診をさせていただきたいと思います。あと3日間ですのもう1か所行くということで、首都圏でちょっと打診をさせていただきたいと思います。日程の都合上どうしても、例えば茨城県の境町とかは、中日真ん中の30日でないと往復で行けないと思いますので、もしそこがだめだということであれば、また別案ということで、こちらの方にOKをいただける所に入れさせていただくということで御了承いただければ、すぐ午後からでもお電話掛けて交渉したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

僕も茅ヶ崎市がたまたま気になったんで提案しただけで、この茅ヶ崎は逆に災害対応

の部分なんかはちょっと見当たらなかったんですよ。するなら予算決算の特別委員会の対応だけになるかなというふうにはちょっと思い、議会運営については、議会改革も一定進んだ所かなというふうには思いますけれど、特段皆さんが、いやいやってなられたらですね、私個人的な意見だけで行くのもちょっとどうかなというふうには思いますんで、そこら辺はちょっと確認していただければというふうには思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

委員長、副委員長と事務局に任せてもらうようにしましょうか。それではほかに御意見ありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ちょっとこの視察項目とは関係ないんですけども、去年、議会運営委員会に行ったときに、熱中症にかかった方がいたんですよ。それで私もちょっと慌てまして、そういうことでこの日程ね、日程の話には入ってないんでしょうけども、そういった面も配慮しながら、このスケジュールも組んでいただきたいと思ってます。熱中症にかかった方がおられたんですよ。それは皆さん行った人達が知ってますけども、そういうことで十分そのところは気をつけないといけないと思います。ということで、去年がありましたから、そういうことがですね。行った人は全部分かっておりますけれども、そういうことで、そういうことがありましたんで、できればこの暑い盛りは避けた方がいいのではないかなと思ったんですけども、皆さんこの日程で行くということですから、そういうことがあったということも頭に入れておかないと何が起こるか分からないですかね。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

一応そういう事例を前議長からという立場で話をいただきましたので、お互い水分を十分とって熱中症にかからんように、日程はこの29日からということで確認をしておりましたので、それをベースにして事務局長も一生懸命努力をしてここまで作り上げてまいりましたので尊重いただきまして、あと細部につきまして、今一詰めるところあるようですね、今の御意見でですね。それは委員長、副委員長にお任せをいただいいていいでしょうか。いいでしょうか。

浦川副委員長。

○委員（浦川圭一委員）

ここの4番目の予算決算の審査の方法についてということで、現在、常任委員会ごとに長与町の場合やっておるわけですが、それによらずに予算決算特別委員会を作って、ここをどのように捌かれて運営をされているのか、見て来て今後の参考にできないかなということで、前回、提案をさせていただいたんですけども、是非そこまでは議運の仕事かなと思っておりますので、もしそういう所があれば是非参考にさせていただきたいなと私は思っております。

○委員長（岩永政則委員）

関東地域ということは、まず1つ決定をされましたので、その中で日程のつく現在の関東圏の中にもそういう予算決算の特別委員会を作って審査をしておられる所もあらうと思いますので、事務局でその辺りは確認をして、研修項目に入れていけば、ある市なり町の場合にそういう組み合わせをして、だから1枚目の調査項目の5項目というのがありますので、うまく割り振りをして計画を立てていただくようお願いしたいというふうに思いますので、いいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

みんな、市だから基本的に会派があると思うんです。だから私達の場合会派がないからそういう部分を少し頭に入れながら、やられた方が私はいいと思いますよ。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございません。いいですか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

委員長と事務局長にお任せをしたいと思ってるんですけど、夏休み期間でもありますし、もし行き先等々が近ければの話ですけども、宿泊先をできれば一緒にの所にしていただければ、大きなスーツケースとか、ボストンバックを持って視察先に2日目とか行かなくて済むのではないかと思いますので、可能であればそのように、そういった配慮をしていただければ、これはあくまでお願いですので、よろしく申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会議務局長（谷本圭介君）

おっしゃるとおり2泊しますので、同じホテルに2泊するという前提で旅行会社の方には一応御相談は今しております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにないですか。それではもう1回確認しますが29日から31日に関東方面ということで、細部につきましては委員長、副委員長並びに事務局にお任せをいただきたいというふうに思います。次の8日には、再度また具体的なものが出るんじゃないかと思っておりますので、出次第御提供して、また検討いただきたいというふうに思います。

事務局長。

○議会議務局長（谷本圭介君）

関東、首都圏ということで今皆さんに御確認をいただきましたので、航空券とホテルを同じ場所に2泊ということで、旅行会社の方に一応打診をしようとは思っています。そうなりますと朝の飛行機が恐らく長崎空港発が8時20分ぐらいの東京行きになると思い

ます。帰りの方が夕方6時過ぎぐらいに長崎空港着になる便になろうかと思しますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それではその他で何かございませんか。食事についてはどうなのでしょう。それじゃ個人個人で食事は取っていただくということにしたいというふうに思います。

それでは以上をもちまして、本日の議会運営委員会を全部終了したいと思います。

どうも皆さんお疲れさまでした。

（閉会 11時42分）